

これまでの「貸し渋り」問題に対する対応（金融監督庁設立以降）

- {
●=金融(監督)庁としての対応
□=金融再生委員会としての対応
☆=その他政府全体としての対応等
}

- ☆10. 8. 28…「中小企業等貸し渋り対策大綱」閣議決定
(信用保証協会の特別保証制度の創設等信用補完制度の拡充、政府系金融機関の融資制度の拡充など)
- 10. 9. 11…金融監督庁、「金融機関に関する苦情相談窓口の周知等について」発表
- 10. 10. 1…金融監督庁及び中小企業庁「地域融資動向に関する情報交換会」の開催について都道府県へ通知。
- ☆10. 10. 16…「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」成立
(公的資金による資本増強、10月23日施行)
- 10. 10. 22…都銀1行に対して、債権管理態勢について不適切な内部文書を支店へ通知していたこと等から、業務改善命令を発出
- 10. 10. 27…主要19行に対して、本年度下期の貸出計画のヒアリング等を実施することを発表
- ☆10. 11. 16…緊急経済対策閣議決定
(金融機関の業務再構築、中小企業等への信用供与の配慮等を内容とする基準に基づく資本増強制度の実効ある運用、早期是正措置の発動基準等の改正による検査監督行政の効果的な運用、日本開発銀行の融資制度の拡充等による信用収縮対策など)
- 10. 12. 1…各金融関係団体に対して、中小企業金融安定化特別保証制度の運用にあたり万全を期すよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 10. 12. 7…地銀、第二地銀に対して、本年度下期の貸出計画のヒアリング等を実施することを発表

- 10. 12. 22…全銀協会長、地銀協会長、第二地銀協会長、全信協会長、全信組協会長に対し、「総理と中小企業団体との懇談会」において出された民間金融機関に対する意見を伝達するとともに、各金融機関の支店等の現場の融資担当者にまで金融の円滑の趣旨を徹底するよう伝達。
- ☆ 10. 12. 28…総理→全銀協会長行、地銀協会長行、第二地銀協会長行、全信協副会長行、全信組協会長行、農中、政府系8庫に円滑な資金供給等を要請
- 11. 1. 14…地銀4行、第二地銀行1行、信金1庫に対して、信用保証協会保証付融資又は債権管理態勢について不適切な内部文書を支店へ通知していたこと等から、業務改善命令を発出
- 11. 3. 5…都銀3行、第二地銀行1行、信金3庫に対して、信用保証協会保証付融資又は債権管理態勢について不適切な内部文書を支店へ通知していたこと等から、業務改善命令を発出
- 11. 4. 28…都銀1行、地銀4行、第二地銀行2行、信金7庫に対して、信用保証協会保証付融資又は債権管理態勢について不適切な内部文書を支店へ通知していたこと等から、業務改善命令を発出
- ● 11. 11. 9…金融再生委員会・金融監督庁 → 資本増強行（都銀8行、長信銀1行、信託5行、地銀1行）に対し、経営健全化計画における中小企業向け貸出の目標を達成するよう、口頭で要請
- ☆ 11. 11. 11…経済新生対策閣議決定。
（中小企業金融安定化特別保証を平成13年3月末まで1年間延長し、保証枠を10兆円追加）
- 11. 12. 3…各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 11. 12. 7…資本増強行の中小企業向け貸出状況（9月末）等を公表
- ● 11. 12. 7…金融再生委員会・金融監督庁 → 9月末の貸出実績が3月末と比べ減少している資本増強行に対し、中小企業向け貸出の増加について、口頭で要請

- ● 1 1. 1 2. 1 6…金融再生委員会委員長→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、全労協、農中の代表に円滑な資金供給等を要請
- ● 1 2. 3. 中旬…金融再生委員会・金融監督庁 → 資本増強行（都銀4行、長信銀1行、信託4行、地銀1行）に対し、経営健全化計画における中小企業向け貸出の目標を達成するよう、口頭で要請
- ☆ 1 2. 5. 2 4…協同組織金融機関に対する資本増強を容易にするため、早期健全化法等を改正（6月30日施行）
- 1 2. 6. 8…資本増強行の中小企業向け貸出状況（3月末）等を公表
- 1 2. 7. 2 1…資本増強行の中小企業向け貸出計画（13年度）を公表
- ☆ 1 2. 1 0. 1 9…日本新生のための新発展政策閣議決定
（中小企業金融安定化特別保証制度の終了をふまえ、一般信用保証制度の拡充やセーフティネットに係る対策の充実等を図る）
- ● 1 2. 1 2. 4 …金融再生委員会委員長→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、全労協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 1 2. 1 2. 4…各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 1 2. 1 2. 2 6…資本増強行の中小企業向け貸出状況（9月末）等を公表
- 1 3. 3. 9 …各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 1 3. 3. 1 3 …金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、全労協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 1 3. 9. 2 8 …「改革先行プログラム」に沿って、金融担当大臣から主要行の頭取・社長に対し資金供給の円滑化を要請

- ☆13. 10. 26…「改革先行プログラム」閣議決定
(民間及び政府系の金融機関に対し、中小企業を含む健全な取引先に対する資金供給の一層の円滑化を努めるよう要請する等)
- 13. 12. 7 …各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 13. 12. 10…金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、全労協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- ☆14. 2. 27…「早急に取り組むべきデフレ対応策」を公表
(不動産担保貸出を中心とする従来の融資に加え、無担保・無保証、迅速審査による事業者向け融資の創設等、これまでの金融機関にはない融資ノウハウを活用した新たな取組みを促進し、健全な中小企業に対する資金供給の一層の円滑化を図る等)
- 14. 3. 6 …各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、また、売掛債権担保融資保証制度の利用が促進されるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 14. 3. 7 …金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、全労協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 14. 3. 27…各金融関係団体に対して、中小企業金融安定化特別保証制度に係る既往債務の返済条件変更の一層の弾力化につき配慮されるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡